

# 令和3年度交野市子育て世帯への臨時特別給付 (先行給付金) 申請不要の方へのご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

## はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、**改めての申請は不要**です。

※希望しない場合等は、期限までにお問い合わせください。

## 1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和3年9月分の児童手当（特例給付及び公務員を除く。以下同様です）を受給している方です。

## 2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

①令和3年9月分の**児童手当の支給対象**となる児童と、そのきょうだいのうち、**9月30日時点において高校生相当の年齢**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童

②令和3年9月以降に生まれた児童手当の支給対象児童（**新生児**）のうち、11月30日までに児童手当の申請を終えた児童

※②以外の新生児（令和4年3月31日生まれまで）については、別途申請が必要です。

## 3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、5万円です。

## 4. いつもらえるの？（支給時期）

令和3年12月27日に支給予定です。

## 5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

児童手当を受給している口座に振り込みます。

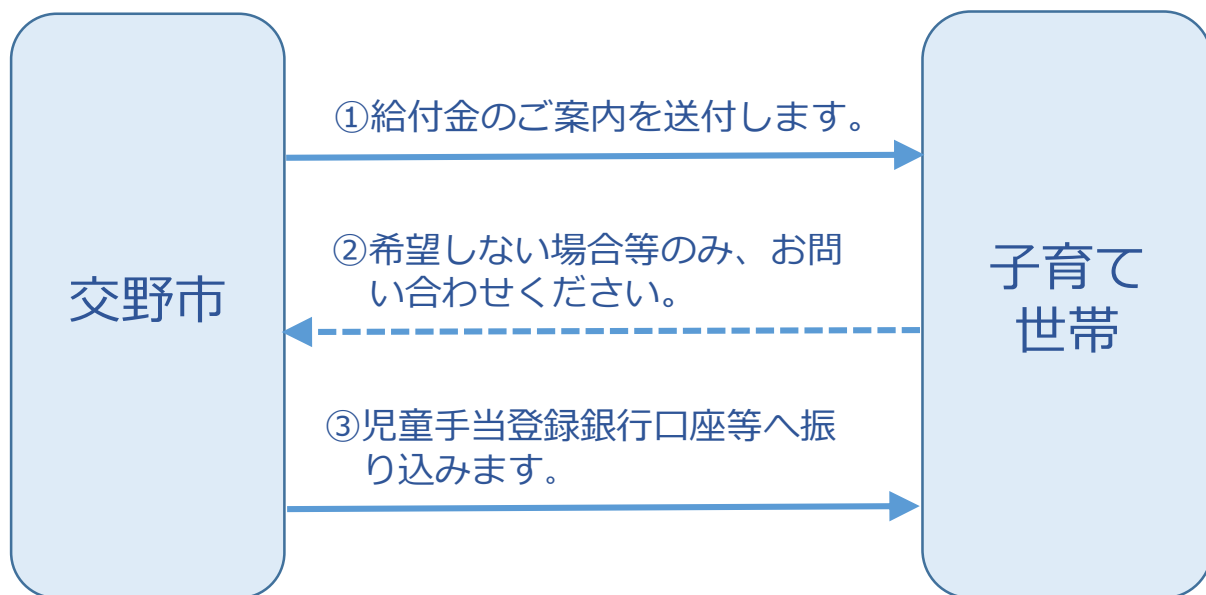
### 【ご注意ください】

※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続等をお願いします。

※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）が支給されません。（口座変更の届出後、翌月以降の振り込み となります。）

**裏面に続きます。必ずご確認ください！**

★ この通知が届いた対象者は申請不要（「プッシュ型」での支給）です ★



## こんなときはどうなるの？

### Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 基本的には、10月に児童手当を支給した市町村（特別区含む）から振り込まれます。9月中旬に引っ越した場合は、引っ越し前の市町村が振り込みますので、ご不明な点があれば、対象の市町村にお問い合わせください。

### Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、交野市で子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）の支給を受けることができますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

### Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童養護施設等に支給することになります。

## この通知に関するお問い合わせ



交野市役所 子育て支援課 支援係

電話：072（893）6406

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに交野市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに交野市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。